

平成29年第6回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成29年5月23日（火）

午後1時30分開会

801会議室

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第10号	教育委員会事業場安全衛生委員会委員の任命について
第3	議案第11号	小金井市社会教育委員の委嘱について
第4	議案第13号	小金井市公民館企画実行委員の委嘱について
第5	議案第14号	小金井市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則について
第6	報告事項	1 中学校合唱鑑賞教室について 2 小金井市社会教育委員候補者選出要綱の一部改正について 3 その他 4 今後の日程
第7	議案第12号	職員の人事上の措置について

議案第10号

教育委員会事業場安全衛生委員会委員の任命について

小金井市職員安全衛生管理規則第21条第6号の規定に基づき、教育委員会事業場安全衛生委員会委員を下記のとおり任命する。

平成29年5月23日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 任命委員

小松 尚寛（指導室教職員係）

2 任命年月日

平成29年5月23日

3 任 期

平成29年5月23日から平成29年11月18日まで

(提案理由)

教育委員会事業場安全衛生委員会において、小金井市職員安全衛生管理規則第21条第6号の規定に基づく職員団体の推薦する職員が、平成29年4月1日付け人事異動によって欠員となり、新たに委員を任命する必要があるため、本案を提出するものであります。

議案第11号

小金井市社会教育委員の委嘱について

小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第28期）の補欠委員を別紙のとおり委嘱する。

平成29年5月23日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本 修司

(提案理由)

小金井市社会教育委員が平成29年4月17日をもって1名欠員となったので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

第28期小金井市社会教育委員（補欠委員）名簿

任 期 平成29年5月23日から
平成29年9月8日まで

氏 名	住 所	年齢	推薦団体
おおくぼ みちこ 大久保 美千子	小金井市 [REDACTED]	[REDACTED]	小金井市立小中学校 P T A連合会

議案第11号資料1

小金井市社会教育委員の設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、小金井市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の委嘱基準及び構成)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員は、報酬及び公務により出張したときは費用弁償として旅費を受けることができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

(委任)

第6条 この条例の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 2 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、平成 17 年 9 月 9 日以降に委嘱する委員の構成から適用する。この場合において、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成 11 年 9 月 9 日以降の任期についても通算して適用する。

付 則（平成 25 年 12 月 18 日条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以降に行う委員の委嘱から適用する。

議案第11号資料2

小金井市社会教育委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市社会教育委員の設置に関する条例（昭和36年条例第14号）第6条の規定に基づき、小金井市社会教育委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 小金井市内に設置されている各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する社会教育関係登録団体及びこれに準ずる団体（以下「社会教育関係登録団体等」という。）の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 小金井市内に在住、在勤又は在学している応募時に18歳以上の者 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 前条第1号及び第2号の候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 各学校からの推薦者 小金井市立小中学校長会に対し、1人の候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係登録団体等の代表者 当該年度の社会教育関係登録団体等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 第2条第2号の候補者については、次に掲げる団体ごとに委員を小金井市社会教育委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）において選考するものとする。ただし、候補者の推薦がなかった団体があった場合においては、推薦があった他の団体の候補者中から補充選考することができるものとする。

- (1) 小金井市立小中学校PTA連合会 1人以内
 - (2) 公益財団法人小金井市体育協会 1人以内
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の社会教育関係登録団体等 3人以内
- 2 第2条第3号の候補者については、選考会議に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第4号に規定する委員は、公募によるものとし、選考方法については、別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第4条第1項第1号及び第2号に規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

付 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後的小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年10月1日）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則（平成27年5月18日教委要綱第8号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は、平成27年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第4号の規定は、この要綱の施行の日以降に行う候補者の選出から適用する。

議案第13号

小金井市公民館企画実行委員の委嘱について

小金井市公民館条例第21条に定める小金井市公民館企画実行委員(第24期)を、同条例第22条の規定に基づき別紙のとおり追加委嘱する。

平成29年5月23日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

第24期小金井市公民館企画実行委員に欠員が生じ、追加委嘱する必要があるので、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市公民館企画実行委員追加候補者名簿（第24期）

任期 自：平成29年 6月 1日
至：平成30年 7月 20日

館 名	氏 名	立候補・推薦団体等	備 考
東分館	稻垣 芳樹	立候補	新 任

議案第13号資料1

第24期小金井市公民館企画実行委員追加候補者概要

1 人 数 1人

2 任 期 平成29年6月1日～平成30年7月20日

3 男 女 別 数 男性 1人

4 年 齡 60歳代

5 新任・再任別 新任 1人(100%)

6 選 任 基 準 小金井市公民館企画実行委員選出要綱

議案第13号資料2

第24期小金井市公民館企画実行委員概要（候補者含む）

1 人 数 30人

2 任 期 平成28年 7月21日～平成30年7月20日（25人）
平成28年 9月 1日～平成30年7月20日（ 4人）
平成29年 6月 1日～平成30年7月20日（ 1人）

3 男 女 別 数 男性 20人（66.7%） 女性 10人（33.3%）

4 平 均 年 齡 等 平均64.7歳（男性69.8歳、女性54.6歳）
最高年齢 82歳
最低年齢 34歳

年代別男女別人数

	男性	女性	合計
30歳代	0人	2人	2人
40歳代	0人	2人	2人
50歳代	0人	2人	2人
60歳代	13人	2人	15人
70歳代	5人	2人	7人
80歳代	2人	0人	2人

5 新任・再任別 新任 18人（60%） 再任 12人（40%）

6 選 任 基 準 小金井市公民館企画実行委員選出要綱

議案第13号資料3

小金井市公民館企画実行委員選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）第21条の規定に基づき設置する公民館企画実行委員の候補者（以下「実行委員候補者」という。）の選出について必要な事項を定めることを目的とする。

(実行委員の区分及び委嘱人数)

第2条 委嘱する実行委員の定数は30人以内とし、区分ごとの人数は、次の表に定めるとおりとする。ただし、実行委員が任期途中で退任した場合は、必要に応じて補充できるものとし、その補充する実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

区分	人数
本館所属実行委員	6人以内
貫井南分館所属実行委員	6人以内
東分館所属実行委員	6人以内
緑分館所属実行委員	6人以内
貫井北分館所属実行委員	6人以内

(選出の基準)

第3条 実行委員候補者の選出は、次の基準に基づき行うものとし、退任による補充の場合も同様とする。

- (1) 応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者
- (2) 公民館事業に理解と熱意を持ち、積極的に活動する意欲のある者

(選出の方法)

第4条 第2条に定める実行委員候補者は、次の方法により選出するものとし、任期途中での退任による補充の場合も、また、同様とする。

- (1) 公民館運営審議会が、現行企画実行委員の中から若干名を推薦することができる。
- (2) 公民館を引き続き6か月以上継続して使用している各種団体に対して、それぞれの団体から1人の推薦を依頼することができる。
- (3) 前号以外の団体及び個人に対しては、市報で公募する。

2 前項第2号及び第3号に規定する団体は、政治、宗教及び営利を目的としない団体とする。

(名簿登載)

第5条 前条第1項各号に基づき推薦又は公募のあった実行委員候補者については、調整会（公民館長及び公民館長の指定する者）において、第2条に規定する定数を超えるときは抽選等を行い、実行委員候補者名簿に登載する。なお、男女それぞれに偏りがないよう努めるものとする。

(委嘱)

第6条 前2条に基づき選出された実行委員候補者について、教育委員会が委嘱する。
(任期)

第7条 実行委員の任期は、1期2年を基本とし、再任は原則として2回限りとする。

付 則

この要綱は、平成4年5月13日から施行する。

付 則（平成8年6月1日）

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付 則（平成14年4月8日）

この要綱は、平成14年4月8日から施行する。

付 則（平成16年6月28日）

この要綱は、平成16年6月28日から施行し、この要綱による改正後的小金井市公民館企画実行委員選出要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成24年7月5日）

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

付 則（平成26年3月31日教委要綱第4号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後的小金井市公民館企画実行委員選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う実行委員の選出から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。た

だし、第6条の改正規定は、同年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の表の規定は、施行日以後に行う実行委員の選出から適用する。
- 3 この要綱による改正後の第2条の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第2条の規定により委嘱されている本町分館所属実行委員は、その任期が終了するまでの間は、本館所属実行委員とみなす。

議案第14号

小金井市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則

小金井市公民館運営審議会規則の一部を別紙のように改正する。

平成29年5月23日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市公民館運営審議会委員の公募市民の規定を整備するため、本案を提出する
ものであります。

小金井市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則

小金井市公民館運営審議会規則（昭和43年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「市内に3か月以上住所を有し、年齢2.5歳以上の者」を「応募時に18歳以上であつて市内在住、在勤又は在学の者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後的小金井市公民館運営審議会規則の規定は、この規則の施行の日以降に行う委員の公募から適用する。

議案第14号資料

小金井市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(委員の構成)</p> <p>第2条 小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号。以下「条例」という。）第17条に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) } 省略 (3) } (4) 市民（応募時に18歳以上であつて市内在住、在勤又は在学の者） 3人以内 2 } 省略 4 }</p>	<p>(委員の構成)</p> <p>第2条 小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号。以下「条例」という。）第17条に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) } 省略 (3) } (4) 市民（市内に3か月以上住所を有し、年齢25歳以上の規定の整備者） 3人以内 2 } 省略 4 }</p>	
<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の小金井市公民館運営審議会規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う委員の公募から適用する。</p>		

教育委員会の今後の日程

平成29年5月23日

会議名	日時	場所	出席者
関東甲信越静市町村 教育委員会連合会総会 及び研修会（神奈川大会）	5月26日（金）	神奈川県大和市 やまと芸術文化 ホール	福元委員
東京都市町村教育委員会 連合会第61回定期総会	5月31日（水）	東京自治会館 講堂	山本教育長 福元委員 渡邊委員
教育委員会委員 任命辞令交付式	7月11日（火） 午後1時00分	庁議室	全委員
平成29年 第7回教育委員会定例会	7月11日（火） 午後1時30分	801会議室	全委員
平成29年 第8回教育委員会定例会	7月25日（火） 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第2回理事会及び 第1回理事研修会	8月21日（月） 午後2時00分	東京自治会館 大会議室	福元委員